

長岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成29年1月5日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	五井文雄

1 監査の対象

情報発信室	広報編集課
市民部	生涯学習文化課
環境部	環境施設課（鳥越クリーンセンターを含む。）
商工部	産業立地課
教育委員会	
教育部	中央公民館

2 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成28年12月5日から12月16日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
広報編集課	適正に処理されてきました。
生涯学習文化課	適正に処理されてきました。
環境施設課	適正に処理されてきました。
産業立地課	適正に処理されてきました。
中央公民館	適正に処理されてきました。